

改正

4-2-7 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。
リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
運転手	一般 (又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1 h燃料消費量×T T：運転日当り運転時間
機械損料		h	T	運転1 h 当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)
諸雑費		式	1	端数処理：有効数字4桁のまるめ
計				

(注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合 (橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある) は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (Dm) を除く運転日数について8 h / 作業時間の割り増しを行う。

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の (1) 又は (2) により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準 (案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。
(安全費) = (直接人件費) × (安全費率)
安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率				
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間 (距離) を重量とし、加重平均により率を小数第1位 (小数第2位を四捨五入) まで算出する。
2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。
3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。
(2) (1) によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

現行

4-2-7 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。
リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
運転手	一般 (又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1 h燃料消費量×T T：運転日当り運転時間
機械損料		h	T	運転1 h 当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)
諸雑費		式	1	端数処理：有効数字4桁のまるめ
計				

(注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合 (橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある) は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (Dm) を除く運転日数について8 h / 作業時間の割り増しを行う。

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の (1) 又は (2) により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準 (案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。
(安全費) = (直接人件費) × (安全費率)
安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率				
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間 (距離) を重量とし、加重平均により率を小数第1位 (小数第2位を四捨五入) まで算出する。
2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。
3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。
(2) (1) によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

備考

業 種		調査, 計画業務
第 5 節 水文観測業務 5－1 水文観測所保守点検業務積算基準（案） 5－1－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 5－2 流量観測業務積算基準（案） 5－2－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 5－3 水位流量曲線作成業務積算基準（案） 5－3－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 5－4 水文資料整理業務積算基準（案） 5－4－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。		第 5 節 水文観測業務 5－1 水文観測所保守点検業務積算基準（案） 5－1－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（追加）である。 （追加） なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 5－2 流量観測業務積算基準（案） 5－2－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（追加）である。 （追加） なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 5－3 水位流量曲線作成業務積算基準（案） 5－3－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（追加）である。 （追加） なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 5－4 水文資料整理業務積算基準（案） 5－4－3 価格構成費目の内容 （2）間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（追加）である。 （追加） なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。